

交通
保全

全國道路取締の狀況に就て

(前承) 都督 生

道路整美と交通保全の良風を馴致せる島根

前號に於ては、表日本に於ける、交通取締狀況を自九一頁至一〇四頁に記載してあるが、本號に於ては、及び一三五頁の下端に記載してあるが、本號に於ては、裏日本に於て、現在最も好成绩を示して居る島根縣警察部の施設狀況を記述して諸方の参考に資せんとするのである。

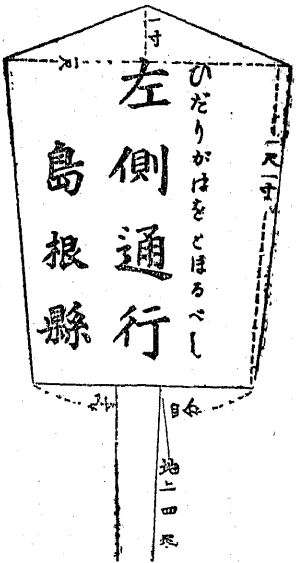
數年以前迄の同縣下に於ける大中小の通路は全く田舎式丸出しの道路にして、不潔且つ不整理甚敷交通も亦頗る不規律極まるものなりしは、當時の記録及び寫真等に依り之を察知することが出来るのである。

然るに大正八年八月、山口警察部長着任するや、直ちに其の刷新改善を企劃し、背反する者に對しては拾圓未滿の罰則を以てし専ら之れが宣傳を爲さし

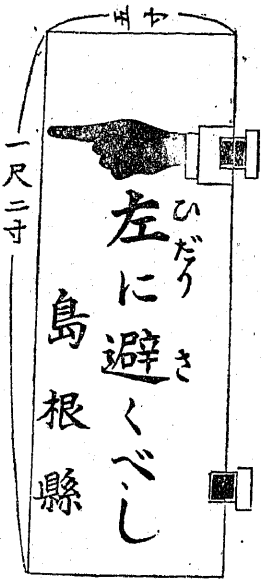
め、又部下を督勵すると共に自らも銳意之れが勵行を唱導したる結果、茲に縣下一般の覺醒を促し、道路整美と交通保全の良風を馴致し、今や裏日本に於ける模範を以て稱さるゝに至つたのである。

今 同縣警察部施設の概要を見るに

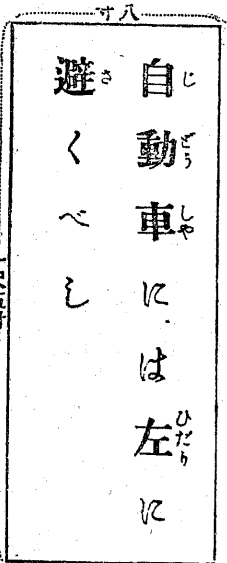
一 一般民衆に對し左側通行の注意を喚起せしむる爲め、道路の街角其他樞要の場所には縣下一定に第一號様式雛形の制札を建て、尙諸車行逢ふ時、左側避讓の觀念を養成せしむる目的を以て、營業自動車運轉手臺前面硝子戸の右側に第二號様式の標札を掲ぐる條件にて、其營業を免許し之を實行せしめ



第一號様式



第二號様式



第三號様式

ことを求め、且つ縣民集會の機會には必ず之れが宣傳に努め、一面之に伴ふ警察取締を勵行せり。

三 大正八年十月縣令街路取締規則中第二十八號「牛馬諸車は街路の中央を通行すべし」とありしを「街路は左側を通行すべし」と改正し 第二十八條の二に「歩道車道の區別ある街路に於ては其の區別に従ひ通行すべし」との一條を加へ又は科料拾圓未滿の罰則を付せり。

四 自動車營業路線には少くとも十五町毎に第一號様式の制札を又同停留所には第三號様式の標札を建設せり。

二 島司郡長市町村長及縣下各中等小學校各官公署銀行會社等の首長に對し、其の生徒兒童職員社員等取締の趣旨を宣傳し、率先して之が實行を爲し、延て其の家庭及一般民衆に道路公德を守らむ

五 縣民一般所有權の限界に關する觀念に乏しき爲め、或は道路に沿ひたる土地にして、竹木の技葉

が其の疆界線を踏みて路上を覆ひ、道路宛然隧道の如き觀を呈し晝尙ほ暗くして陰鬱なるもの多く、或は街路に面せし商店他家屋の軒、若は廣告看板等甚しく道路上に突出し、爲めに街路の上空は「アーチ」状を爲し道路の有効幅員をして、甚しく狹隘ならしめ、或は街路上に荷車を放置し、荷解、荷造り等を擅にし、或は沿道の下水不潔なるもの、甚だ多きを認めたるを以て、別紙の如く縣下各警察官署に指示すると共に普く縣民に對し「道路取締の必要」と之が方針「なる印刷物宣傳及び講演會を催して、民衆の自覺を促し、以て路上に突出したる竹木軒檐等の剪除並に路上の私擅行爲の制止及下水の改造浚渫を斷行せしめ。

六 警察官吏の交通取締方法に就ては、縣下市街地の各署に、各二名の交通取締専務巡查を置き、左腕に綠地に白線二條を入れたる腕章を附せしめ、之が取締に従事せしめたり。

右の施設に對し同縣下の或二三者は非議して曰く「國民が道路の中央を通行するも左側を通行するも或は右側を通行するも勝手である重量なり車幅

なり自分の都合好き様にする何ぞ束縛の要あらん」と之れに對する山口警察部長がなせる道路取締の必要と之が方針なる講演筆記を見るに概要左の如し。

道路整美と交通取締の勵行に對し、縣下の二三者が兎角の非難をする者があるとの事を聞いたのであるが、併かし國權行使の責務ある官吏が、苟くも法規に準據し、其の職權を行使するに於て、國家公共的精神の弛緩したる者、公德心の缺乏したる者又は自己本位的にして社會色盲疾にかゝれる輩の暴評殊に筋道の立たぬ批難攻撃に對しては、何等意に介するの必要を認めない、又之が爲め其の方針を曲げる様な事では、定見無き官吏と謂ふべく、國家公共の爲め何事をも爲し得ざる偷安漢で所謂祿盗人である。官吏は其の職權を尊重し、其の所見を斷行するに於て始めて公共の安寧秩序を保持し、臣民の幸福を増進することが出来るのである。従つて官廳の威信を保持し得るのである。要するに一身一家の利害にのみ血眼になつて、社會共同生存の要件たる公共心の缺乏したる者なることを自ら表白する者に對しては尙更國家は其の職權を以て、國家公共觀念を注

入して、其の非を自覺せしめ、之を善導すると共に、一面警察の根本義を教へ、併せて其の取締を斷行する所以を知悉せしむるの必要ありと認むるのである。

元來交通機關たる道路を通行するは臣民の自由なるべきである、然るに法が其の自由を制限する所以は他にあらず、交通保全の維持に在るのである。

換言すれば、各個人をして交通に危懼不安の念なからしめ、何人をも平等安全に通行し得らるゝ様に保護するにある。即ち交通保全維持の手段としては、本縣に於ても内務省の示せる標準に基き、既に明治四十二年九月縣令第四十一號を以て街路取締規則を制定公布されてあるのである。

此取締規則には

一 道路に面したる建築物の制限

二 道路上に於ける種々なる行爲の制限

三 道路衛生

四 市街風致の保持に關する事項

以上が詳細に規定してある。若し此の規則に違背したる場合は三十日未滿の拘留又は貳拾圓未滿の科

料に處する旨を明示してある。

今回の問題たる道路取締は即ち此の規則の厲行であつて、決して新なる取締方針を樹て、妄りに縣民の自由を制限する譯ではないのである。

今此の取締規則の内容に就て一斑を紹介すれば

一 街路の觀念

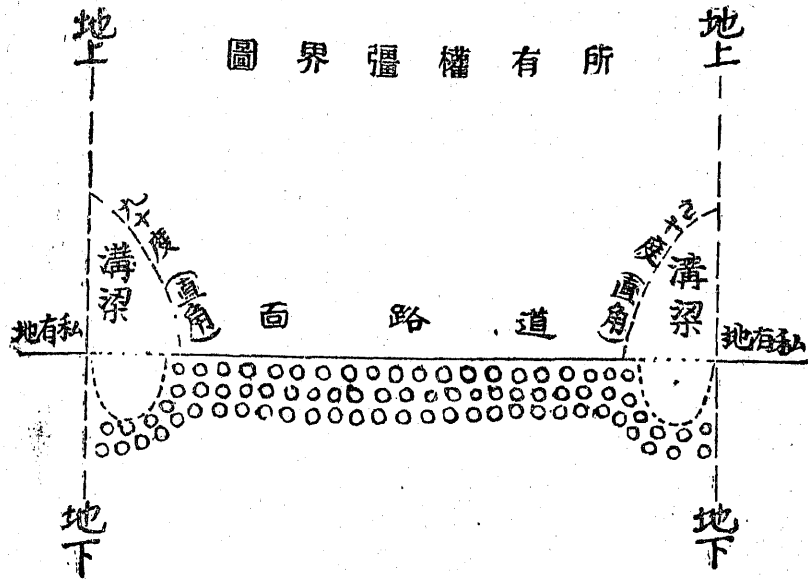
街路(道路法施行前)と稱するは、公衆の通行すべき道路、橋梁及び之に沿ふた溝渠下水を謂ふと、本規則第一條に定義したる如く、本則に於て取締る所の街路は、道路橋梁の外道路に沿ふた溝渠及び水の全部を包含するのである。

然るに、溝渠の上に架せる溝蓋は、自分で設けたと云ふ觀念よりして、其の蓋の上は、私有のものゝ如くに考へ、商品を陳列し或は物置場にし或は上ヶ椽を設け自由に使用して居るものがある。

元來土地の所有權は、其の土地の上下に及ぶと言ふ民法の規定に基き、其の疆界線に於て垂直に地上地下に限及分界せらるゝものである。

即ち道路なる官有地と、道路に面せる私有地との疆界線は、溝渠の外端である。其れゆゑ溝渠の上は

所有權疆界圖



無論官有地であつて、其の上を勝手に使用して物品を置き或は荷造り荷解き其の他の作業を爲すことは出来ぬ譯である、若し道路に沿ふたる場所に居住する人に此の觀念が有つたならば、不平どころか、自己が妄りに官有地を侵して居る非違を自覺愧死すべき譯である。

然るを官廳が、取締を爲すに當り、之を大目に見逃して呉れ等と望むは、自己の非違を遂行せんとする不逞の輩にして、而かも公然取締が嚴重に過ぐるとか或は他の事に寄せて種々の難辯を捏造し、又は非違を權利らしく主張するは、所有物の自他を混同したるものにして、其の心事や實に長大息せざるを得ないのである。

併しながら、本取締規則には、此の所有權に關する觀念の例外として第二條に

イ、釣看板は地盤を距る一丈以上は二尺以内

ロ、軒檐は地盤を距る九尺以上は二尺、六尺以上

は一尺以内

ハ、日除は支柱を用ゐず地盤を距る七尺以上に限り二尺五寸以内

二、提燈は地盤を距る六尺以上に限り一尺以内として之を許可して居る、然るに之も大分脱線が多く、甚しきは高六尺の軒檐を三、四尺以上も出張らしめ、平氣な所も大分ある、夫れ故道路の三間幅が、上空六尺以上に至れば二間位になり、市街をして甚しく狹隘且つ陰鬱ならしめて交通の障害容易ならざるものがある。

左側通行の厲行は、交通整理、秩序保全に在ることとは勿論であるが、殊に甚しき交通妨害は道路上に於て荷車を置き去り或は荷造荷解の作業をなし或は子供の遊戯場たらしめ或は市街を横隊になつて歩くことである、之等は各個人が公共の爲め、自ら注意せられむことを望むで止まざる次第である。

二 道路衛生

道路の不潔は、公衆衛生と密接な關係があるから、道路の掃除、下水の浚渫は最も必要である、殊に八百屋が野菜類を道路に陳列し、或は魚屋が道路に洗汁を流し、洗濯を汲み取りぬ爲め、隣家は勿論附近一帯に悪臭を放たしめて平然たるは衛生思想及隣保公徳感念の缺乏せる實に困つた次第である。

全圖道路取締の状況に就て

道路に光線が直射する様にし常に道路に水溜等なき状態に保持することは獨り歩行者の爲め必要なるのみならず、道路自體の保存の爲めに、又公衆衛生上に於て最も必要である、殊に交通頻繁な道路には、各人の交通と共に結核患者の略さし、痰唾等、因て、黴菌が撒布せらるゝ譯である、凡そ如何なる菌と雖も、日光に直射せしむれば、死なぬものはない、故に太陽が道路に直射すれば、自然に消毒せられ、病毒の傳播を防ぐから、衛生上非常に宜ろしき次第である。

之れに反し常に濕氣を帯びた所には、黴菌の死なぬ計りか却つて繁殖するのである、山陰道地方は殊に雨量多く、本縣の如く盛夏の外は殆んど乾燥することの尠き道路は、可及的此光線を受くる様にしなければならぬ、軒檐の出張りのみならず、道路に懸し掛つた竹木にして土地の疆界を踰ゆるものは、交通上及道路保全上、また衛生上各所有者に於て伐採しなければならぬ。

尤も此の疆界線を踰ゆる竹木を伐採することを得ることは、縣令のみならず、民法に於て既に規定せ

られ隣地の所有者より、之が伐採を請求することが出来るのであるから、各人に於ても各々此の點に就て、注意斷行せられんことを望む次第である。

三 市街風致

市街の風致に付ては、本則に於ても「街路に臨める屋根物干又は窓手摺等凡て公衆の目に觸れ易き場所に檻樓其他見苦敷物品を置くべからず」と規定し。

又廣告物取締法第一條にも「美觀又は風致を保存する爲必要なりと認むるときは命令を以て廣告物の表示其他之に關する物件の設置を禁止若くは制限することを得此命令に違反したる場合は、除去を命じ且つ拘留料に處す」との規定ある如く、市街地に於ては特に美觀を添へしむべく、風致保全の警察取締が必要である、然るに市内目貫の場所に、裸や腰巻などを憚なく乾かして居る所も見受けられ、又屋根に掲げし廣告等にも卑猥なや腐朽して風致を害して居るものが澤山ある。

四 水上警察

松江市は市街地としては、理想的に堀が縦横に貫通して、火災等の場合には、非常に便利ではあるが、

此の堀に安りに竹や材木を浮べ、或は石材等を投入し、或は汚物を棄てなどするものがあるが爲め、沈澱或は浮游して水の流通を阻み甚敷不潔である、これも河川堤防取締規則に依り、瓦礫塵芥其他汚穢物を投棄することを禁じ、又縣廳の許可なくして物を置くことを得ざる譯である、之に違反する者は三十日未滿の拘留又は二十日未滿の科料に處せらるゝことゝなるものであるから、此の點にも深く注意せられむことを切望するのである。

以上は一般公道に關して、御話した譯であるが、國家統治權の作用たる警察權は、私有地と雖も及ぶことは皆樣既に御承知のことである。

之を要するに、今回此の街路取締規則を厲行するに至りたる所以のものは、我輩本縣に着任し、始めて松江市に入りたる際、著しく視線に映じたる直覺の實行である、縣外より本縣に對して懐く所の感想は出雲の特色たる

イ 出雲大社

口 矢道湖及美保關なる山紫水明の堀

ハ 名にし負ふ安來節の國關である

予の松江市に對する慾望は、此の三大特色の調和を圖り、山陰第一の都會をして、益々向上發展せしめんとするのである、即ち出雲の國は古來、根の國と稱し、神代に於て大國主命の國土を經營し給ひたる由緒ある國であつて、之を他縣に比するに今尙歴然として神國の神國たる特色を保有して居る。又松江市は風光明媚なる矢道湖と中海の中間に位し、理想に近き都市の形體を具へ居るが故に、此の風光に合致すべき神々しく清き華やかな市街に之を美化せしめ、而して湖岸樓上國粹嚶曉たる安來節の美音を聞くに至らしめんか、足跡一度此地に至る者誰か、松江の美觀を叫ばざる者あらんやである、誰か山陰第一の都會として否第二の京都として、之を訪問せざる者あらんやである、是即ち予の直覺せし理想にして此の理想を市民と共に同心協力して實現せんと一大決心を懷き、以て實行する譯である、即ち道路取締は此の發展策の第一歩であつて、決して氣まぐれに企てたる青天の霹靂ではない、予が着任勿々行李を解くに違わらずして直ちに實行に着手したる所以のものは、宛も便所に在ること長ければ遂に其の臭氣

を感じざるに至るが如く、在住永きに互りては遂に馴れて視覺に映ぜぬ様になるから、せめて此の直覺の痲痺せぬ中に、寸刻も早く此の計畫を實行せむと、今や不眠不休で努力して居る次第である。次に島司郡市長及縣立各學校長へ發したる通牒を見るに

交通に關する件

紀律ある街路の交通整理が、獨り一般通行者に對し、便益なるのみならず、危害の豫防上に於ても亦至大の關係あるは殊更言を俟たざる處に有之候 然るに往々路上に於て危害の發生を見るは畢竟通行者交々右往左往に入り亂れ其の間一定の紀律的慣習なきに基因するを以て、茲に一定の紀律を設け左側通行の原則に據り之を厲行せんか叙上の危害を除却し交通者の便益を助長し自然に交通保全の目的を達成し得べきに付今回縣令第三十四號を以て、街路取締規則中に改正を加へ、車馬歩行者共に街路の左側を通行すべき旨を規定せられ、尙之が違犯者に對しては科料の制裁を附せられ候、蓋し今日交通の實況に

鑑み將來の危害を慮り一般公衆をして交通の便益と
危害豫防の觀念を喚起せしめ通行上に於ける紀律的
習慣を強要せられたる主旨に外ならず候

就ては此際官吏吏員の率先して之を遵守すべきは
勿論學校生徒兒童に對しても叙上の主旨に基き濫り
に右側を通行し又は已むを得ざる用務の外漫然街路
を横行し或は車馬道を通行し或は三々五々横隊とな
りて曲歩し、或は路上遊戯をなす等のことなく徹底
的に左側通行の原則を恪守し進んで範を一般民衆に
示すの覺悟を以て苟くも之が違反者を出す如きこ
となき様(充分の御訓誨相成度此段通牒候也)

(島司郡市長ニ對シテハ、括弧内ナリ) 其の部内各町村長及小學校長等に對
しても該主旨の普及徹底を期せられ度此段通牒候也

松江地方裁判所長 松江 監獄典獄
松江 稅務署長 松江 郵便局長
商業會議所會頭 縣内各銀行會社首班

右宛左側通行に關する書翰には 拜啓益々御清適
の段奉賀候陳者當地方は風光明媚なるに反し道路甚
しく不整理にして交通亦不規律の状態に有之候間今

に對し叙上の主旨の普及致候候御配意相煩度此段得
貴意候 敬具

大正 年 月 日 部長 名

各警察官署長への通牒

街路に於ける車馬及歩行者の左側通行を厲行する
は交通整理上最も緊要の事に屬す然るに舊規定は牛
馬及諸車は街路の中央を通行すべしとありて取締の
目的に合致せず且つ歩行者に對しては何等の規定な
く只左側通行の注意を爲すに止まりしを以て今回車
馬歩行者共に左側を通行すべきことに改正せられた
る次第に有之候就ては一般に左側通行の良慣習を馴
致すべき様取締を厲行し濫りに右側を通行し或は已む
を得ざる必要あるにわらずして街路を横斷し又は漫
然車馬道を通行するが如きことなからしむる様取締
相成度尙本件左側通行の規定に違反したる者に對し
制裁を附せられあるも該制裁は取締の目的を達する
方法手段たるに過ぎざるを以て之を處罰するは再三
説諭するも之を遵守せざるのみならず却て反抗的態

全國道路取締の状況に就て

回道路の取締に着手致し候 而して其の取締方針に
就ては既に新聞紙を介して發表せし通に有之候 抑
紀律ある街路の交通整理が獨り一般通行者に對し便
益なるのみならず危害の豫防上に於ても亦至大の關
係あるは今更申上ぐる迄のことにも無之候得共往々
路上に於て危害の發生を見るは畢竟通行者交々右往
左往に入り亂れ其間一定の紀律的慣習なきに基因す
る次第と存候に付一定の紀律を設け左側通行の原則
を定め之を厲行するに至らば叙上の危害を除却し交
通者の便益を助長し自然に交通保全の目的を達成し
得べきに付今回縣令第三十四號を以て街路取締規則
に改正を加へ車馬、歩行者共に街路の左側を通行す
べき旨を規定せられたる次第に有之候 蓋し今日交
通の實況に鑑み將來の危害を慮り一般公衆をして交
通の便益と危害豫防の觀念を喚起せしめ通行上に
於ける紀律的慣習を要求せられたる主旨に外ならず
候

就ては此際官吏吏員其他有識階級者は率先して徹
底的に左側通行の原則を恪守し進んで範を一般民衆
に示すの必要切なるを感じ居候に付貴廳(社)員各位
度を採る者に對し萬不得已場合に限るの主旨に有之
候條違反者に對しては可成説諭を加へ將來を戒飾せ
らるべく要は取締上の効果を收むるに在ることに特
に留意相成度依命此段及通牒候也

年 月 日 部長 名

◎道路取締令施行後の施設事項

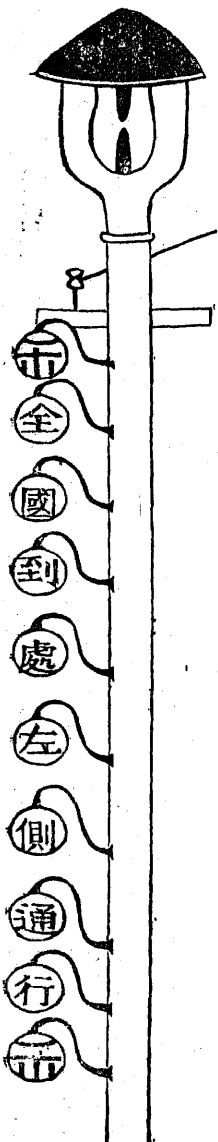
- 一 交通取締專務巡查の活動を敏捷ならしめ、且つ
民衆をして交通整理巡查たるの認識に便ならしむ
る爲、其の帶刀を短劔に改め尙從來の如く左腕に
綠地に白線二條入の腕章を附せしめ之が取締に従
事せしめたり
- 二 自動車の運轉手、乗合馬車の馭者、荷馬車輓、
人力車夫等を集め、又は民衆集合の機會を利用
し、取締令の趣旨及其の厲行を説述し、普く之が
宣傳を爲せり
- 三 別紙交通宣傳「ピラ」を作成し警察官署、警察官

吏派出所、町村役場、青年會等の揭示板及停車場汽船發着場劇場湯屋理髮店等の如き民衆の出入頻々たる場所並衆目に觸れ易き場所に掲出せり

四 各警察官署に令し毎週一回交通整理日を定めしめ巡査を配置して、交通最も頻繁なる場所に於て、交通の整理を實行せしめつゝあり

五 各警察官署長をして別記小官の講演に據り縣下各小學校兒童に對し道路取締令の趣旨を演述宣傳せしめ、且つ其兒童を通じて家庭並一般縣民に周知の方法を講じ、尙松江市内の中等學校及各小學校學生兒童に對しては小官自ら別紙口演書の通り徹底的に之が宣傳を爲せり

六 警察部に於ては八束郡秋鹿村小學校奥原訓導に囑し、別記小官の講演要旨に基き、左側通行宣傳歌を作製せしめ下記様式の左側通行旗と共に之を



の效果顯著なるを認めたるを以て尙毎週一回續行しつゝあり

七 松江停車場前廣場の電柱に左圖の如く「全國到處左側通行」の文字を入れたる電燈を取付けたるに晝夜に亘る多數の乗降客の注目を惹き普く民衆に對して能く左側通行の觀念を普及せしめ之が宣傳上其の效果顯著なるを認めたり

八 演劇を利用して道路愛護の感念及左側通行の宣傳を試み、松江市 今市町 平田町 杵築町等に於て之を行はしめたるに、民衆に對して多大の感動を與へ其效果亦顯著なるを認めたり
松江大橋、出雲大社、美保關、安道湖等を背景とし、山陰風俗、安來節、さては鱈掬ひ等を添綴せる新脚本(演劇時間二時間餘の活、悲喜劇)は自百十一頁至百十四頁にて三幕五場として掲載せり。

大要左の如し

- 第一幕 川口銀行支配人室
- 第二幕 同銀行小使宅
- 第三幕 松江市大橋際

九 交通宣傳日は、之を各署に於て任意に行ふものと警察部に於て毎月隨時日時を指定し縣下一齊に行ふものとの二種に分ち、交通整理を續行しつゝあり、縣下一齊の宣傳日に在りては、各警察官署一定の指示に基き競ふて各種の施設を爲せり
其の施設事項左の如し

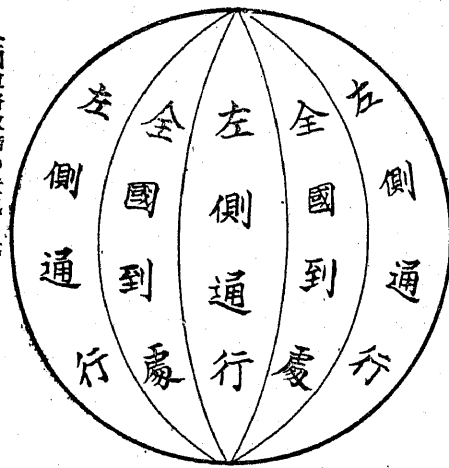
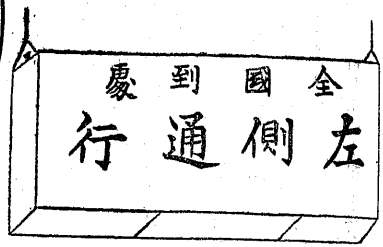
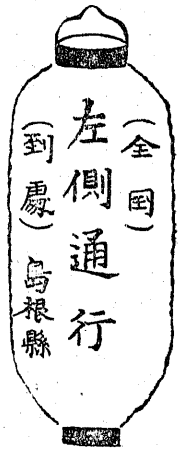
(1) 樞要地點に巡査を配置して左側通行並避讓方法の宣傳を爲さしむ

全國道路取締の状況に就て

- (2) 前記同様社會奉仕の意味に於て小學校兒童を數隊に分ち左側通行旗を打振りつゝ、宣傳唱歌を高唱して其の範を示せり
- (3) 自動車、人力車、乗合馬車荷馬車等にして當日運行するものに對しては全部圖の如き小旗を掲揚せしめたり
- (4) 目披の場所には悉く道路の中央なる上空に左側通行しと大書したる大旗の宣傳ビラを吊りたり
- (5) 警察官吏の一隊をして自動車より「左側通行宣傳ビラ」を樞要市街地に於て撒布せしむ
- (6) 社會奉仕の意味に於て青年會員消防組員等左側通行と記したる小旗を携帯し沿道の各戸と協力し路上に撒水して左側通行の行列を爲し宣傳に努めたり
- (7) 樞要地に在りては當日自動車の前部に左側通行と記したる旗を交叉して掲げ五色の「モール」を以て裝飾を施し、路上の整理及撒水に就ては消防組青年團在郷軍人等に於て各區分し之に警察



- (8) 官を分乗せしめ左側通行の範を示しつゝ別紙左側通行宣傳唱歌を撒布して終日宣傳に努めたり
松江市 今市町にありては、其當日左側通行と記したる旗及多數の宣傳唱歌の印刷物を仕込みたる煙火を打揚げ、空中にて撒布するの装置と爲し、以て市民に左側通行の觀念を喚起せしめたり
- (9) 松江市 濱田町今市町に在りては音楽隊をして宣傳ビラを撒布しつゝ市(町)内を練行して一般に宣傳したり
- (10) 松江市今市町に在りては巡查派出所及樞要の箇所に夜間提燈を掲揚して左側通行に關する觀念の振興に努めたり
- (11) 宣傳當日縣下の各市街地に在りては社會奉仕の有志者等自轉車にて左側通行旗を掲げたる假裝の行列をなし左側通行の模範を演じ著しく民衆



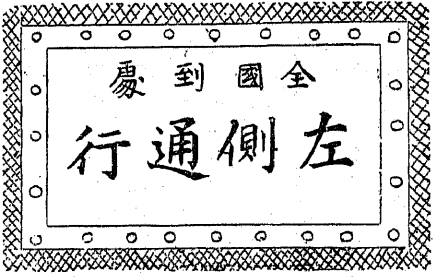
しく通行者の目を惹き夜間の如きも何等交通上の事故を出さず効果顯著なるを認めたり

圖之(15)

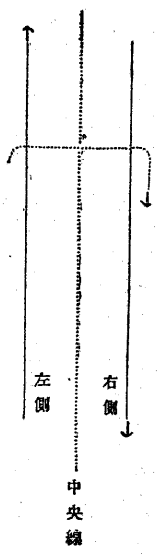
圖之(14)

全國道路取締の状況に就て

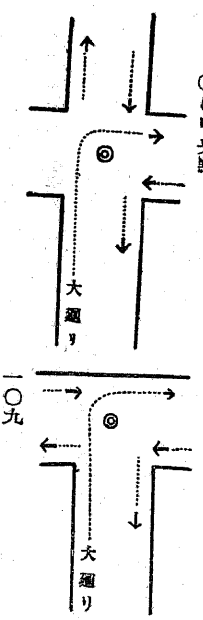
- (12) の注目を惹き多大の効果を示せり
松江市に在りては、宣傳當日道路の中央に石灰を以て、中央線を劃し、通行者をして左、右兩側の觀念を明確ならしむるやう努めたり
- (13) 松江市に在りては圖の如き左側通行のイルミネーションを市内數ヶ所の路上中空に掲げ、以て左側通行觀念の敏感に資せり
- (14) (製法) 額縁は杉葉を以て飾り其内側に電燈を取付く
松江市に於ては松江驛前其他市内數箇所に長さ一丈三尺の白布に左側通行と大書したる大旗夜間は燈函を掲出せり
(製法) 框に寒冷紗を張り内部に點燈す
松江市及今市町の交通最も頻繁なる場所及停車場前廣場の中空に圖の如き球燈を掲げたるに著
- (15) 道路取締摘要 島根縣



- イ 道路は左側を通ること
- ロ 歩道と車道との區別ある所では其區別に従つて通ること
- ハ 歩道と車道との區別なき所でも道の左側を通ること
- ニ 隊伍神輿葬列及び其の他の行列は車道を通ること
- ホ 小兒車は歩道を通ること
- ヘ 道路にて行進ふときは互ひに左に避けること
- ト 道路にて牛馬諸車等が前者を追越すときには合圖し前者は左に避け後者は其右側を通ること
- チ 消防車 郵便車 神輿 葬列等に對しては左に避けること
- リ 道路の交叉點や曲角や道路を横切る時には左圖の様に通ること
- (1) 道の左側より右側に移らんとするとき

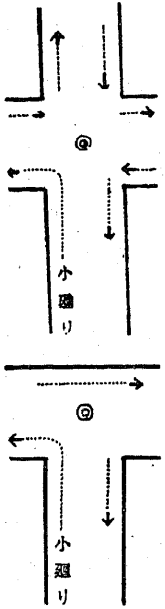


(2) 十字路又は三叉路を右に曲らんとするときは大廻り



一〇九

(3) 十字路又は三叉路を左に曲らんとするときは小廻り
◎は道の中央點



(4) 十字路又は三叉路にて巡査の合圖により進行を一時止める時には前の道路の妨害とならぬ様曲角の手前にとまること

又 牛馬諸車等が雑沓の場所を通る時は合圖をなしつつ、徐行すること
牛馬諸車等は夜間燈火をつけて通ること

道路にて自動車、人力車、荷車等に人を乗降せしめ又は荷物の積み卸しを爲すときは車體を進行する方向に向け道の左端に近く寄せること

路上にて荷解き荷造りせぬこと

道路に商品塵芥箱其他の物件を置かぬこと

道路にて自轉車の稽古や自動車または乗馬等の稽古又は曲乗などせぬこと

最近の一例 十二年七月二日晝過ぎの事である東京市京橋區月島東仲道二丁目五番地青佐義兵方小松輝夫が當年五歳になる青佐繁と自轉車に同乗二丁目七番地附近に到るや前方より日本橋區米澤町三ノ五自動車會社の三二四一號貨物自動車が疾走し來れる爲め之を避けんとする一刹那(五歳)は轉落して自動車の下敷となり胸部を鑱

かれて重傷を負ひ手當の甲斐なく死亡せり
道路にて煙火、空氣銃、吹矢などを弄び又は球投石投げなど危険なことをせぬこと

道路上に於て空氣銃を弄び、ボール投げ又は戦争遊戯等をなして友達を失明せしめ又は通行中の婦人を不具ならしめ或は兄弟共に重傷を負ひたるもの等其數頗る多し

通學の往復には馬車、自動車の往來に氣を付け又は汽車電車などの踏切或は水邊斷崖工場附近若しくは道路工事中の箇所には注意して通行すること

最近の實例 十二年七月九日正午頃神戸發大阪行阪神急行七十七號が神崎停車場の西方約四丁なる踏切に於て大阪府豊能郡庄内尋常高等小學校一年生西尾ふぶ子、同森本文子、同樋口百合子、同岡島もり子等四生徒の學校より歸宅中に轢殺の慘事を惹起せり

道路にて子供に遊戯をなさしめ又は附添人なく幼児を獨り歩きせぬこと

最近の實例 十二年六月二十九日朝十時頃東京市本郷八重垣町五十五番地米穀商田中亟重長男某當年四歳が振袖を着飾りて自宅附近を嬉戲せる折柄大塚神明町行電車一九四九號に觸れズル／＼と引摺らるゝや同番地居住小娘勝太妻ははるは健氣にもはなを救ひ取らんとして却て兩股を轢斷され大學病院に擔ぎ込み手當中なるも危篤なり道路にては、保護者なくして幼児に道路を歩かせ又は遊戯を爲さしめざる規定(道路取締令第三十五條前號參照)あり、

子女を持つ父兄の注意を要望してやまぬ次第である。

交通宣傳劇 筋書

(活、悲、喜劇)

登場人物

川口銀行頭取	川口元通
同銀行支配人	木尾揉武
同銀行給仕	鳴門行三
同銀行小使	屹井頑助
同小使の娘	福野春子
同銀行抱車夫	福野早吉
運搬人	大石久内
人	輕勝
巡査	白部秋人

第一幕 川口銀行支配人室

同かへし 同銀行小使屹井宅

第二幕 松江市大橋際の場

同かへし 悲喜交錯す屹井宅の一夜

第三幕 出雲大社大前

計 三幕 五場

第一幕 川口銀行支配人室

コ、川口銀行支配人室には、神經過敏なる支配人木尾揉武が、今や數多の傳票及諸帳簿を檢し了へて頻りにペルを鳴らす。

給仕 鳴門行三は扉の外にて何度も「五月蠅といふ表情をして支配人室に入り來る

支那人 木尾揉武

「頑助は未だ歸つて來ぬか」

給仕 鳴門行三 「只今頑助の宅を窺いて來ましたが未だ歸つて居りません」

「如何したのだらう馬鹿に遅いじやないか」

鳴門給仕 「道が良くないからでういませう」

木尾 「幾ら道が悪るいとして丸るで半日潰ぶすじやないか己れなら十遍も往復するぞ、御苦勞だが今一度小使の宅へ行つて春子に聞いて來い、鱈でも掬ひに行つたんじやないか？」

鳴門は微笑しながら出行く

同かへし 屹井頑助社宅の場

第二幕 松江市大橋際の場

給仕 鳴門は「道が良くなりや 掛りも安く

自然 生活も楽になる」コラサと繪揃ひの節面白く銀行の裏手なる頑助の社宅に近づき来る

小使の娘 春子は鳴門の唄を聞きつけて立出で「鳴門さんお父うさんは未だ歸つて来ぬが途中で間違でも出来たんじやないでせうか？」

給仕 鳴門「僕が春さんに尋ねに来たのに……僕に聞いたつて判るものか、支配人は頑助の奴また途中で酒でも呑んで居るのだらうとブリ／＼して居ますよ早やく歸つて呉れぬと困るなア」

チリチリチリン

電話來

給仕 鳴門「ハイ……ハア！私は鳴門で御座います：

……ハア……早吉をお迎ひに……ハイ早速……カシコマリマシタ」

給仕 鳴門は「頭取のお迎ひ」と干高に呼はる

車夫部屋より「ハア」と早吉の聲聞ゆ

川口銀行の抱車夫 福野早吉は頭取を迎へに赴く途中にて小使屹井頑助が微薰を帯びて道路を右に左に

歩るき來り突き當る

車夫 福野早吉は頑助に向ひ道路を「く」の字なりに歩るくと危険である、左側通行の新令が發布され其守るべきの必要な事や銀行では支配人はじめ春さんや給仕まで心配して居るから早く歸るが宜敷い、それに使ひの途中で呑むなどは全く宜しくない」と言ふや

頑助は聞き入れず「人に突き當つた上に吹き上る灰殻ならまだ好いが卵の殻奴 酒錢の二分(五十錢)も出して謝まれ」と早吉に迫り トド兩人口論を始め活劇を演ずるに至る

トコロニ

巡査 白部秋人巡廻し來り頑助に道路取締合と交通觀念につき惇々と説諭して過ぎ行く

頑助は一時納得したるが如くなりしも、性來頗る頑限にして聽入れる模様なく濫面して下手の方へ入る

福野早吉は屹井頑助をして何とか矯正すべき良き方法はなきかと腕拱き首傾げて思案に耽る折柄

上手より頭取 川口元通 重要書類入靴を携へ出來るも早吉は之れに氣付かず

頭取はフト早吉の様子を見て不審を抱き、聲かけて之を訊せしに

早吉は夢より醒めたるが如く はじめて我に歸へり

「實はお迎の途中に於て、斯く／＼の次第なりと一伍一什を述べて迎の遅れたるを謝し且つ懇ふる所あり

頭取 元通は「好し／＼」と首肯き何か思慮ある様子にて車に乗りて入る 幕

(此幕間 十分間別記道路唱歌演奏)

同かへし 悲喜交錯す屹井

宅の一夜

全國道路取締の状況に就て

其夜川口頭取熟々頑助の性行を按ずるに、素面の折は正直にして堅く且つよく働くも往々酒に呑まる嫌あり之等をも戒めざる可からずと考へ

頑助の一人娘春子は親に似ぬ良才の所有者なれば之れと給仕鳴門行三とに言ひ含め 春子は道路の右側を通り鳴門行三の自轉車に衝突して負傷し繃帯を巻き半死の状態として擔架に上せ頑助の社宅に擔ぎ込みしに

頑助は大に驚きて

川口頭取に乞ひ大醫を迎へて娘の命を救はん事を以てし向後使の出先き等に於ては酒などは慎しみます、出來る事ならば自分の命は十年二十年縮めてもと娘の傷を憂ひ、既往五十年自己の放縱自儘に過ごし來りし非を悟とり且つ悔ひ神佛にかけて改心する早吉は早や感極りて泣く

茲に於て頭取元通は頑助の改心を神佛も照覽ありて娘の負傷は拭ふが如く愈へ元通りの春子なりと告

ぐれば頑助の改心と信仰愈々深く鳴門行三福野早吉の兩名近寄りて縋帶を解けば 中より道路改良 左側通行 開通祝賀 道路愛護 公德善導 交通保全等の文字入彩旗現はる

やがて娘は起床して頑助の手を握り父娘共に喜びの涙に涸ぶ
頭取以下皆も亦よろこび これより一同彩旗を携へ大社に御禮詣りと出掛く

第三幕 出雲大社大前

舞臺は爛熳たる櫻花の春宵 金燈繪馬燈 石燈籠など立ち並ぶ中を 一同が石壘の參詣道を歩むにも左側行く慎ましさをやがて參拜も了へ頭を回らせば右には月光映つす水明の宍道湖 左は縁媚び紫匂ふ美保の關

玉を轉ず聲の主は抑も誰ぞ 神人か巽乾か 名曲安來節の美音神苑に謠ゆ一同之れに和して踊り喜こぶ所ヨロシクありて賑はしき演奏裡に舟出度大團圓

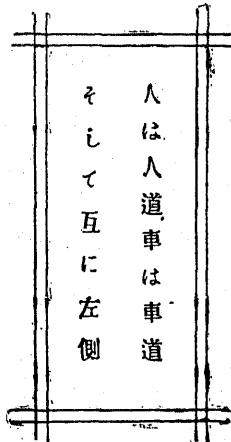
道路公德四則 山形縣

道路の清潔は病原菌驅除

塵埃汚泥は病原菌を媒傳せしむ、殊に市街地に於ては呼吸器及五感を冒さるゝ者の率は最高なりと、生命保險醫師協會は報告せり

人に迷惑かけ無いやうに

已れ先づ注意して人道を守れ、これ交通を安全ならしむる第一要素にして交通事故は從つて減却されん



上圖は百濟愛媛縣内務局長が代作に於ての道路標識

左り行くのが人の道

「道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ルヘシ」
右道路取締令は大正十年一月一日以降施行にかゝる

公序を重し危険を防げ
道路取締令中球に第十一條第十四條第十九條第二十條第二十一條第二十二條第二十三條第二十五條第二十六條を遵守せば未然に危険を防止し得ん、違反者は罰則に依り處分せらるべし